二　海技士（機関）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）	三月（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては六月）	機関長、一等機関士、二等機関士及び三等機関士以外の職

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～二の二　（略）

三　高等学校又は中等教育学校を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五級海技士（航海）試験	十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数十トン以上の漁船	一年六月（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては六月）以上	実習又は船舶の運航	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者については、練習船（総トン数百トン以上の漁船とする。以下この表において同じ。）による実習が少なくとも六月なければならない。

二　海技士（機関）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）	三月	機関長、一等機関士、二等機関士及び三等機関士以外の職

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～二の二　（略）

三　高等学校又は中等教育学校を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五級海技士（航海）試験	十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数十トン以上の漁船	一年六月以上	実習又は船舶の運航	